

【愛知県高浜市】
ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領（令和6年4月26日文科科学省）」では、教室内で主としてモバイル回線を用いている場合、必要なネットワーク速度が確保できていると判断する目安を、帯域の測定結果が2Mbps以上としている。

実態に即した測定結果となるように留意し、測定を行った結果は次のとおりである。

学校種別	総学校数	必要なネットワーク速度が	
		確保できている (2Mbps 以上)	確保できていない (2Mbps 未満)
小学校	5校	5校 (100%)	0校 (0%)
中学校	2校	2校 (100%)	0校 (0%)
計	7校	7校 (100%)	0校 (0%)

※令和6年12月時点調査結果による。

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

本市はセルラーモデルの端末を用いて、モバイル回線で通信を行っている。

1において、すべての学校で必要なネットワーク速度が確保できている結果となっているが、今後、ネットワーク速度が確保できていない学校に対しては、キャリアに対してネットワークの改善を依頼し対応を実施する。

また、令和7年度の端末更新により、端末の通信方式の変更（5Gの追加）が発生する場合は、運用開始前に、学校等の対象施設とその周辺で必要なネットワーク速度が確保できることを確認し、対策を行うこととする。その他、令和12年度以降の第3期端末更新を見据えた、Wi-Fi通信環境整備に向けて検討を進める。

なお、モバイル回線は、周辺の建物の状況の変化によっても電波の状況が変わり、ネットワーク速度に影響を与える。そのため、運用期間中においても通信の不調時は、随時キャリアに対応を依頼し、調整を実施する。

以上の対応をもって、ネットワークアセスメントの実施とする。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

必要なネットワーク速度が確保できていない学校があった場合は、随時調査、対応を実施するほか、ネットワーク速度の不備、その他通信に関する不備について、継続して対応する。

(3) ネットワークアセスメントの実施等により、すでに解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

モバイル回線の通信の不調は、主に電波の入りが悪いことに起因する。そのため、施設窓際等にレピータと呼ばれる機器を用いて電波を増幅し、室内の電波状況を改善することで対策を行う。改善のスケジュールは、施設管理者と調整のうえ、現地調査、機器設置、確認をすみやかに実施する。